

## 被相続人居住用家屋等確認書交付のための提出書類

様式1 - 1の場合

	添付書類	コピー	取得先	確認内容
	被相続人居住用家屋等確認申請書	不可	市HPなど	押印は不要です
1	被相続人の <u>住民票の除票</u>	不可	市民課 窓口など	被相続人の死亡日(相続発生日)、死亡時の居住地を確認します。
2	相続人の住民票 (相続人：家屋及び敷地を取得した方全員)	不可	相続人がお住まいの市役所など	相続の直前から譲渡まで、相続人がその家屋に居住していなかったことを確認します。 <b>譲渡後</b> に住民票を取得してください。 被相続人死亡の直前(若しくは施設入所の直前)から2回以上転居している場合、戸籍の附票が必要です。
3	土地等の売買契約書(写し)	可		家屋、敷地等の譲渡について確認します。
4	( ) ~ ( ) のいずれか			
	( ) 水道、電気・ガス等のいずれかの使用中止日を確認できる書類	可	水道局、電力、ガス会社	相続した家屋が空き家であったことを確認します。
	( ) 仲介業者の広告	可	仲介業者	業者広告の場合、宅地建物取引業者によるものであること。 <u>( )は、相続開始日以降の使用中止日であることが必要</u>
	( ) その他、上記以外の書類	可	業者等	( )は、「(例)空家バンクへの登録が確認できる書類」等

被相続人が、老人ホーム等に入所していた場合、以下の5~7の書類

5	介護保険被保険者証の写しや障がい福祉サービス受給者証の写し等	可	入所施設等	要介護・要支援・障害支援区部員等の認定を受けていたことを確認します。
6	施設入所時の契約書の写し	可	入所施設等	名称、所在地、施設の種類を確認します。

7	( )又は( )のいずれか			
	( )水道、電気・ガス等のいずれかの使用中止日を確認できる書類	可	水道局、電力、ガス会社	被相続人が老人ホーム入所後から相続開始の直前までについて、家屋を事業用等に使用していなかったことについて確認します。
	( )老人ホーム等が保有する外泊・外出等の記録	可	入所施設等	<u>( )は、相続開始日以降の使用中止日である</u> ことが必要 ( )又は( )が用意できないときは 市までお問合せください。
	(住民票を施設に移していなかった場合) 施設退所時の施設利用料金明細、領収書、通帳の写し等	可	入所施設等	相続の開始直前まで施設に入所していたことを確認します。

## その他添付書類

	登記事項証明書 (土地・建物)	可	法務局	実際の譲渡日(引き渡しがあった日)を確認します。 家屋の建築日を確認します。
	家屋の耐震基準適合証明書 又は建設住宅性能評価書の写し	可	関係機関	耐震性能を満たすことを確認します。
	委任状 代理の方が手続きする場合	不可		既定の様式はありません。

## 注意事項

- ・相続人が複数の場合、申請書の作成は各人ごとになります。
- ・証明受け取り時に交付手数料300円が必要です。
- ・原則、直接申請、交付になります。(交付までには1週間程度要します。)  
来所が難しい場合はご相談ください。
- ・本人確認を行いますので、身分証等をご持参ください。
- ・詳しい手続きについては、下記にご確認ください。

## 【申請先】

宮崎市役所 都市計画課 空家対策係

〒880 - 8505

宮崎市橘通東1丁目1番1号

宮崎市役所 第2庁舎 7階

電話:0985-21-1811(直通) FAX:0985-21-1816